

平成26年度愛知県在宅医療従事者  
能力向上研修事業

# 在宅医療推進における 行政の取組

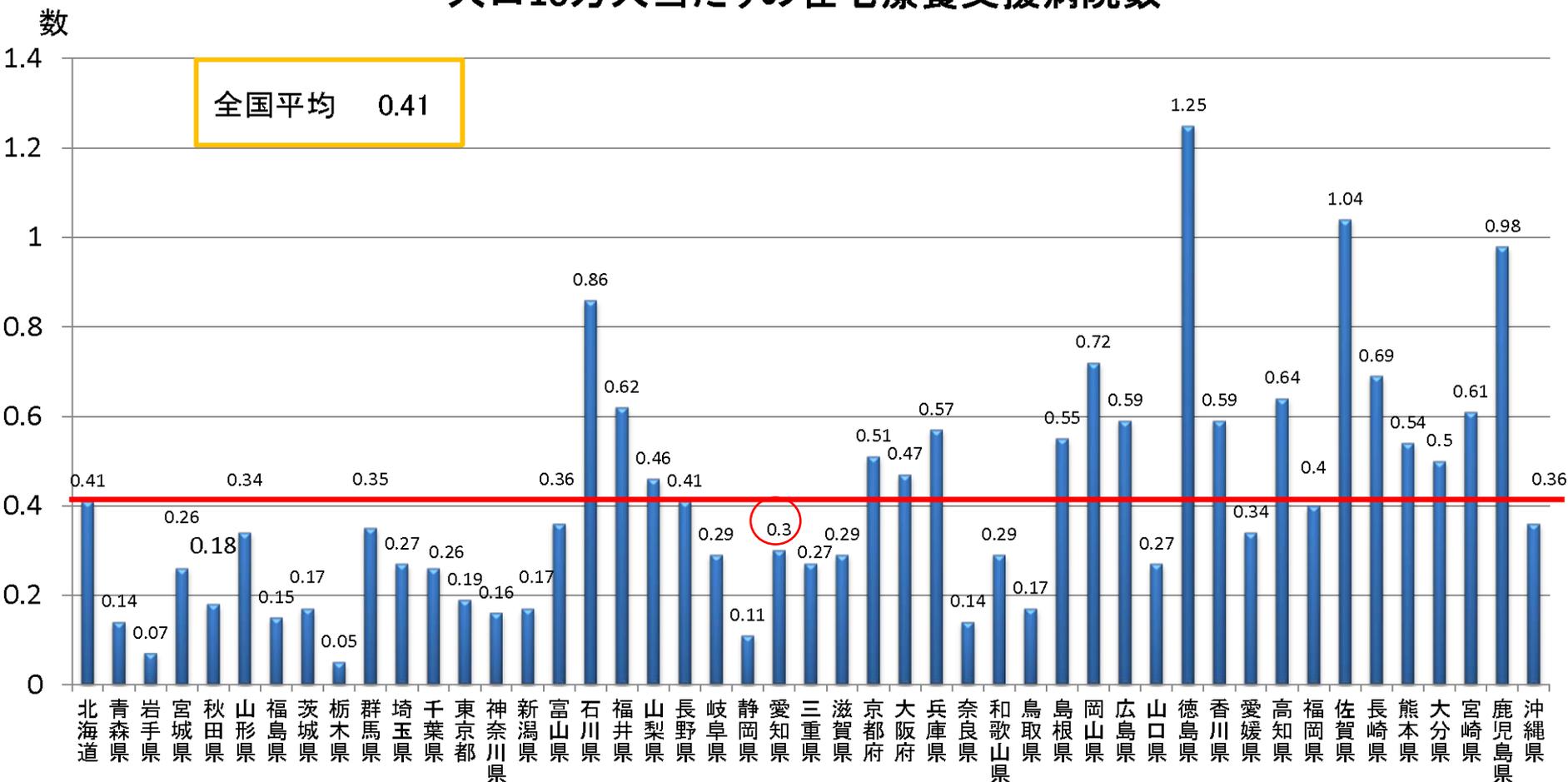


愛知県健康福祉部保健医療局  
医務国保課



# 人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援病院数

## 人口10万人当たりの在宅療養支援病院数



26年6月1日現在 0.51 (38施設)

保険局医療課データ 平成23年7月

# 人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援診療所数

## 人口10万人当たりの在宅療養支援診療所数

数

25

20

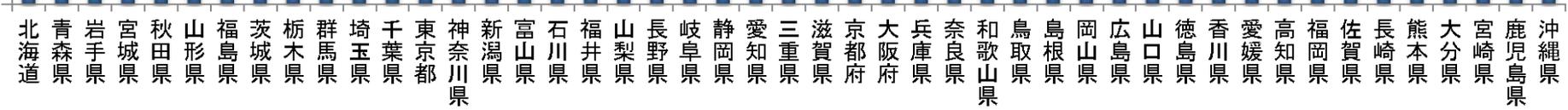
15

10

5

0

全国平均 10.1



26年6月1日現在 9.74 (725施設)

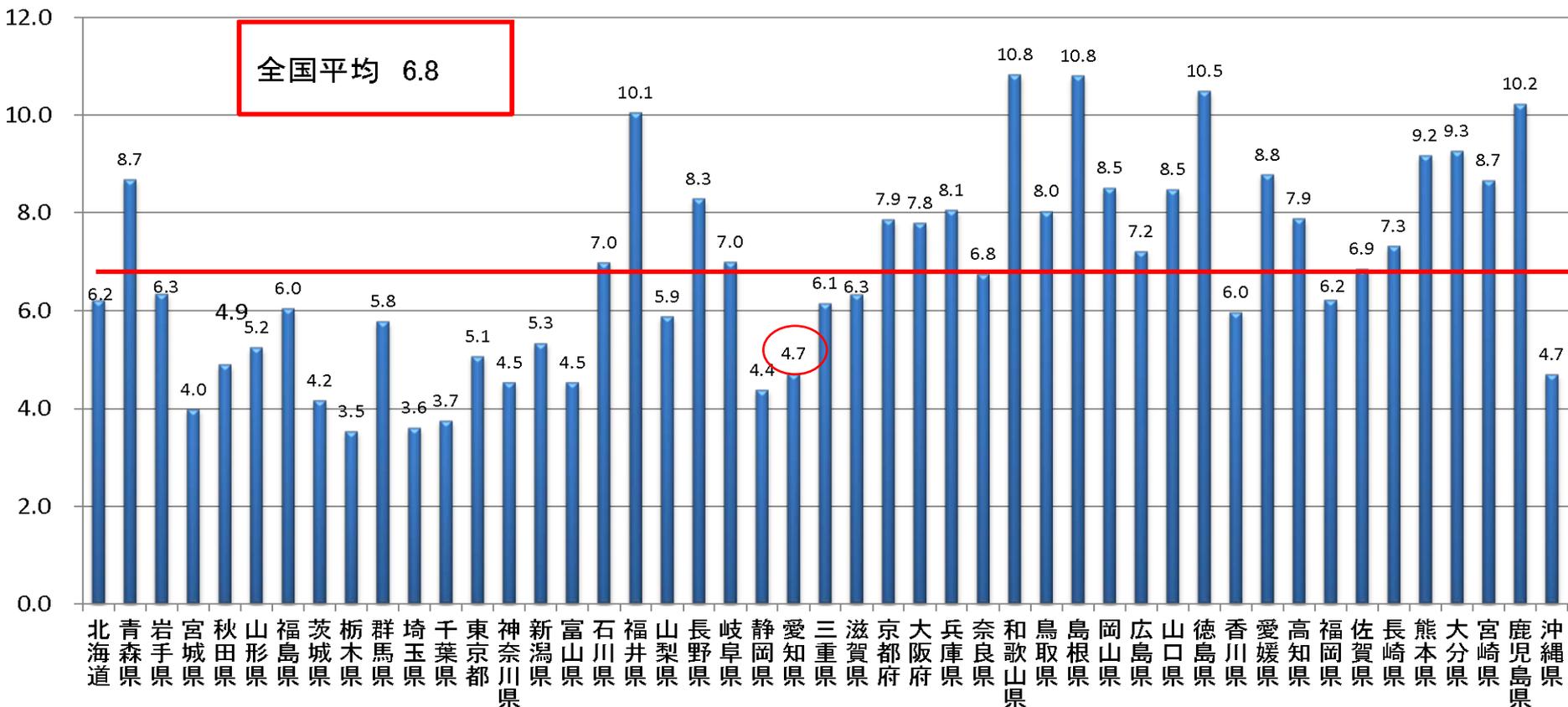
保険局医療課データ 平成23年7月

# 人口10万人当たりの都道府県別訪問看護事業所数

○ 都道府県によって、訪問看護事業所の整備状況は異なる。

## 人口10万人あたりの訪問看護事業所数

数



全国平均 6.8

26年6月1日現在 5.6 (417施設)

平成22年介護給付費実態調査  
平成22年人口動態調査

# 課題

- 在宅医療の医療資源を増やす
- 在宅医療・介護の連携に行政（市町村・保健所）がいかに関わっていくか。

# 本県の在宅医療の取組

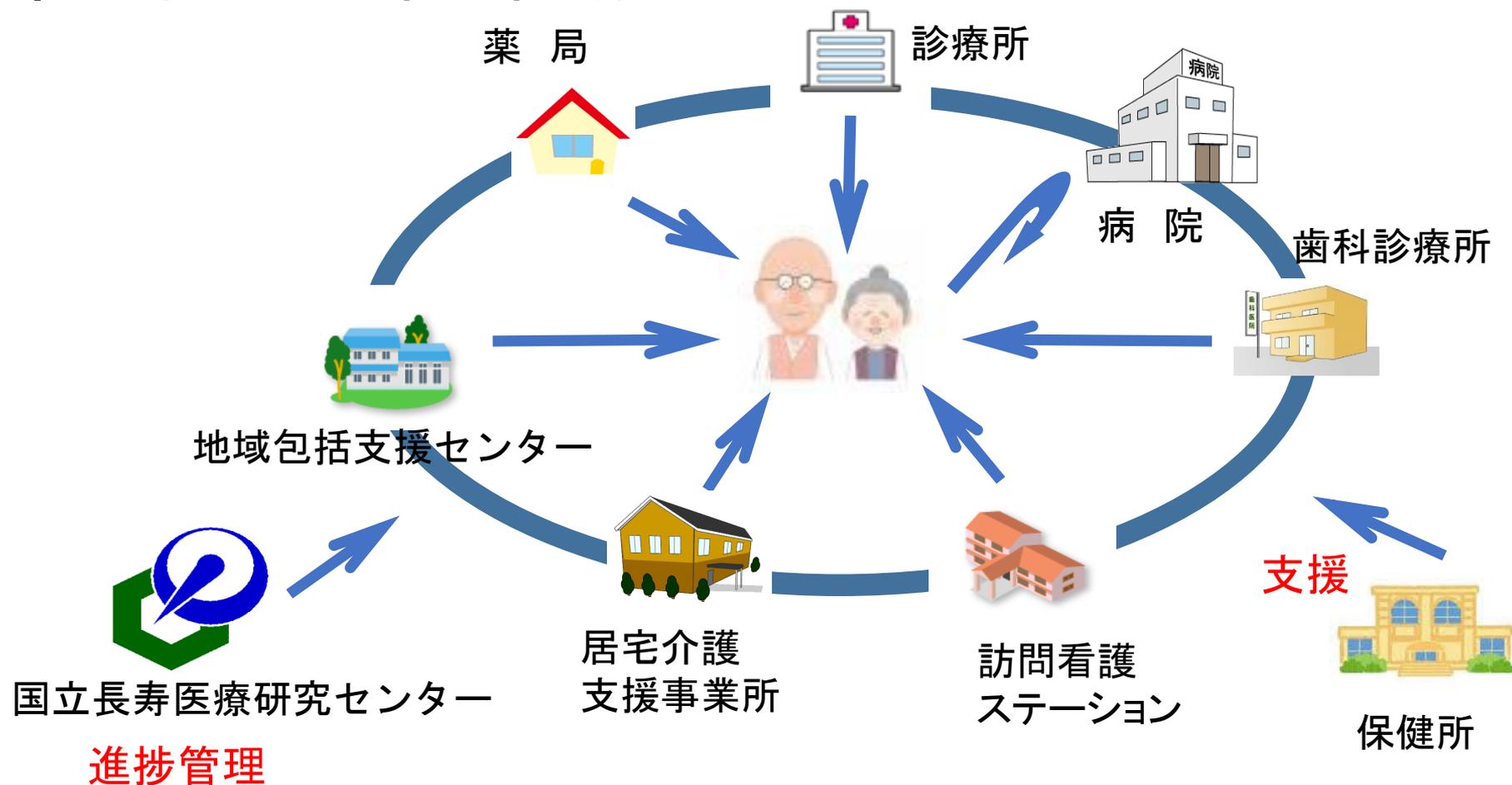


# 在宅医療の推進について

- ①在宅医療連携拠点推進事業
- ②在宅医療従事者能力向上研修事業
- ③ケアマネジャーのための医療知識向上  
推進事業

# ①在宅医療連携拠点推進事業

(市町村・地区医師会)



## ■目的

市町村や地区医師会を連携拠点として、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー等の多職種協働による在宅医療連携体制の構築を図る。

## ■事業内容

- (1) 多職種連携の課題の抽出と解決策の検討
- (2) 在宅医療従事者の負担軽減の支援
- (3) 効率的で質の高い医療提供のための多職種連携
- (4) 入院病床の確保及び家族の負担軽減に向けた取り組み
- (5) 在宅医療に関する地域住民への普及啓発活動

## ■実施期間

26年1月から27年3月まで(15か月間)

## ■スケジュール

26年	4月17日	事業報告会(25年度)
26年	10~11月頃	中間報告会
27年	2~3月頃	事業報告会

## ■補助事業者 12か所

医療圏	補助事業者名
名古屋	名古屋市東区医師会
	名古屋市昭和区医師会
	名古屋市南区医師会
海部	津島市
尾張東部	一般社団法人瀬戸旭医師会
	豊明市
尾張西部	一宮市
尾張北部	一般社団法人尾北医師会
知多半島	大府市
西三河南部西	安城市
東三河南部	豊川市
	田原市

## ②在宅医療従事者能力向上研修事業

### 連携体制構築



### ■ 目的

地域で中核となる在宅医療関係者や中立的な立場から医療と介護の連携に取り組む市町村職員等の能力を向上し、多職種が連携する在宅医療の取り組みを県内全市町村へ拡大する。

## ■到達目標

- (1) 在宅医療と介護の連携に市町村が主体的に取り組むことの重要性を理解し、地域ごとに医療と介護の多職種が連携するネットワークが構築できる。
- (2) 在宅医療と介護の連携が介護保険法で義務化される平成30年度に向け、市町村等が本研修会参加者と連携を図り、主体的に研修会を開催すること等により、県内全市町村において在宅医療連携体制が構築できる。

## ■対象者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、  
管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、  
医療ソーシャルワーカー、言語聴覚士、市町村職員、  
保健所職員

■25年度 1回開催 参加者 308人

■26年度 4回開催 参加(見込)者 383人

# ③ケアマネジャーのための医療知識向上推進事業

## 人材育成



## ■ 目的

在宅医療と介護の連携に深く関わるケアマネジャー等福祉関係者に対して、医療に関する問題・悩みの相談、助言を行うための窓口を設置するとともに、セミナー・ワークショップの開催を通じて、医療知識の向上を図る。

# ■事業内容

## (1) 相談窓口の設置

### ア 窓口開設時間

平日：月曜日から金曜日

(祝日及び年末・年始を除く)

時間：午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

### イ 相談方法

電話、ファクシミリ、来訪のいずれか

電話：052-744-2592

ファクシミリ：052-744-2999

### ウ 開設場所

名古屋市昭和区鶴舞65

国立大学法人名古屋大学医学系研究科附属

地域医療支援センター内

# (2) セミナー・ワークショップの開催 年6回以上開催

## ■ホームページアドレス

<http://med.nagoya-u.ac/edu/msc/>



# 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律



# 法律の趣旨・概要

## 趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

# 概要

## 1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化

(地域介護施設整備促進法等関係)

① 都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等)のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置

② 医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

## 2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保(医療法関係)

① 医療機関が都道府県知事に病床の医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療構想(ビジョン)(地域の医療提供体制の将来のあるべき姿)を医療計画において策定

②医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

### 3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化(介護保険法関係)

①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行し、多様化

※地域支援事業:介護保険財源で市町村が取り組む事業

②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化

③低所得者の保険料軽減を拡充

④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ(ただし、月額上限あり)

⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

#### 4. その他

①診療の補助のうちの特定期間を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設

②医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ

③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置

④介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）

施行期日：公布日。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行

# 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行等について

(平成26年6月25日付け医政発0625第1号社援発0625第1号老発0625第1号)

(別紙)医療介護総合確保推進法の主な内容(本日から施行される事項以外のもの及び検討規定)について

第二 介護保険法の一部改正(医療介護総合確保推進法第5条及び第6条関係)

4 地域支援事業の見直しに関する事項

(3) 地域支援事業の包括的支援事業に次に掲げる事業を追加し、平成30年度までに全ての市町村で実施するものとする。(平成27年4月1日施行:第115条の45等関係)

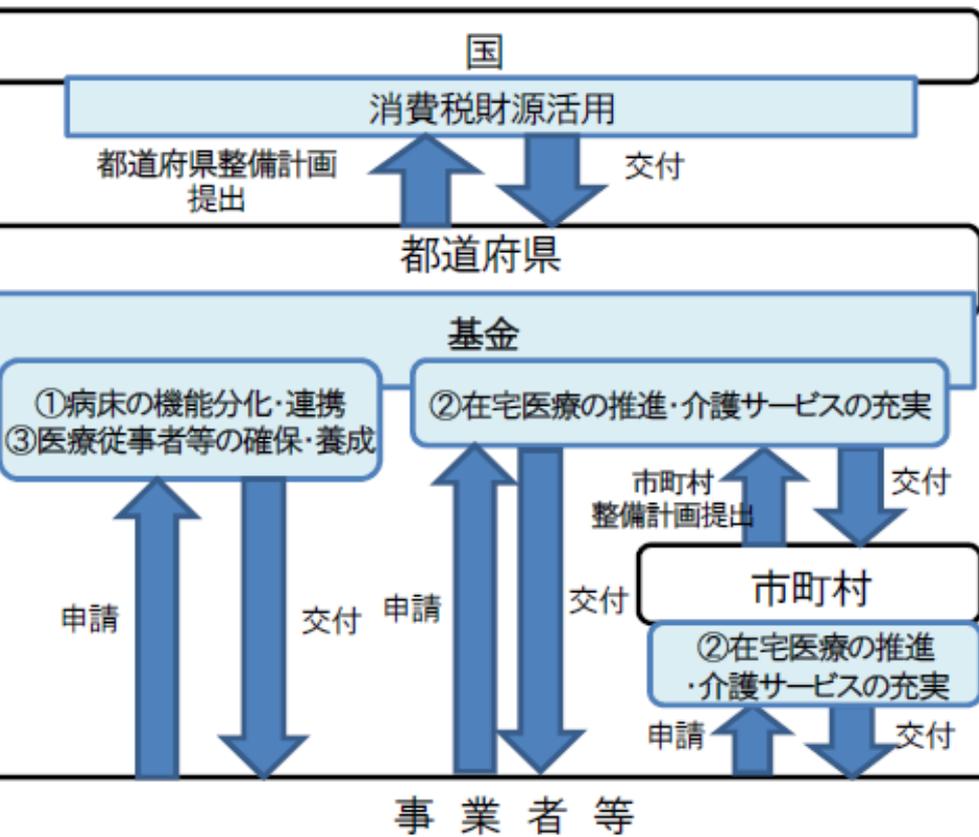
ア 医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業

# 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

平成26年度：公費で904億円  
消費税増収活用分544億円  
その他上乗せ措置360億円

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題。
- このため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設する。
- 各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した整備計画に基づき事業実施。
- ◇ この仕組みについては、平成26年通常国会へ提出予定の医療・介護の法改正の中で、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を改正し、法律上の根拠を設けることを検討。
- ◇ この制度はまず医療を対象として平成26年度より実施し、介護については平成27年度から実施。病床の機能分化・連携については、平成26年度は回復期病床への転換等現状でも必要なもののみ対象とし、平成27年度からの地域医療ビジョンの策定後に更なる拡充を検討。

## 新たな財政支援制度の仕組み(案)



## 地域にとって必要な事業に適切かつ公平に配分される仕組み(案)

- ①国は、法律に基づく基本方針を策定し、対象事業を明確化。
  - ②都道府県は、整備計画を厚生労働省に提出。
  - ③国・都道府県・市町村が基本方針・計画策定に当たって公平性、透明性を確保するための協議の仕組みを設ける。
- ※国が策定する基本方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求める旨を記載するなどの対応を行う予定。

## 新たな財政支援制度の対象事業(案)

- 1 病床の機能分化・連携のために必要な事業
  - (1)地域医療ビジョンの達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
  - (1)在宅医療を推進するための事業
  - (2)介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 3 医療従事者等の確保・養成のための事業
  - (1)医師確保のための事業
  - (2)看護職員等の確保のための事業
  - (3)介護従事者の確保のための事業
  - (4)医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業 等

■国と都道府県の負担割合は、2/3:1/3

# 新たな財政支援制度において国が示した事業メニュー (在宅医療関係)

## ■ 在宅医療の実施に係る拠点の整備

市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。

## ■ 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援

在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費(調整等を図るための人員雇用分等)や会議費などに対する支援を行う。

## ■ 在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

## ■ 在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施

在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。

また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師（市町村主管部門、保健所等）に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。

## ■ かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発

かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。

# 新たな財政支援制度 スケジュール(26年度実施分)

7月 国が協議会設置、総合確保方針の提示  
交付要綱等の発出

9月 都道府県計画を策定

10月 内示

11月 交付決定

1月 事業開始

※27年度実施分は未定

# 県の担当課

## ■ 医療福祉計画課

地域包括ケアシステムの構築

## ■ 高齢福祉課

介護保険者の指導・支援

地域支援事業

介護予防の推進

## ■ 医務国保課

在宅医療の推進